

## 令和 5 年 6 月 農業委員会定例会議事録

日時	令和 5 年 6 月 2 0 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 5 9 分	
場所	さぬき市役所 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2	
	議事録署名委員の指名について	
日程第 1	諸報告	
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 ～ 8 号)
日程第 3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第 9 ～ 1 3 号)
日程第 4	農地改良届について	(会長提出議案第 1 4 ～ 1 5 号)
日程第 5	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 6 号)
日程第 6	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 7 ～ 2 1 号)
日程第 7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 2 2 号)
日程第 8	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第 2 3 ～ 3 0 号)
日程第 9	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第 3 1 号)
日程第 10	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第 3 2 号)
日程第 11	その他	
出席委員	2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	1 楠 豊	
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員	
傍聴者	なし	



っている農地で、貸人、●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。解約理由は借り手の都合のためです。

報告第4号、5号をご覧ください。これも農地機構を通じて貸し借りをしている農地で、貸人、●●●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。解約理由は借り手の都合のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第8号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、議案番号第3号は●●委員の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それではご説明させていただきます。

まず初めに、会長提出議案第6号、2ページ目ですが、こちらの案件が取り下げられましたので、ご報告させていただきます。よって、●●委員の関係案件を除く今月の3条の案件は6件となりまして、面積にして10,873㎡の14筆です。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号について、ご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年6月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積2,497㎡。譲渡人の申請事由は経営の縮小、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は38,325.51㎡、受人従事数は4人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の北約630mに位置し、譲受人は申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。使用貸借権を設定して借入れした農地の所有権を取得するという申請です。

会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年6月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目はともに田、地積854㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は2,663.36㎡、受人従事数は4人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の東約1.4kmに位置し、譲受人は申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

会長提出議案第4号について、ご説明させていただきます。地区番号2、



以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

会長提出議案1号、2号ですが、6月16日に現地確認を行いました。これは先ほど事務局からありましたとおりで、現在作っている方が農地を買われるということで、問題はないと思います。

続いて第4号ですが、これも地元の人に確認したんですが、現地が山の中で、奥深いところ、場所でした。そこで●●さんが作られていた果樹を、植わっている畑を3筆購入するというので、●●●●さんというのは若い方です。これも特に問題ないと思います。ただ、ここ、新規就農と書かれていますけど、これは下限面積がゼロになったということで、農地取得するためにこのような新規就農というふうな表現になっているのかなと思います。案件としては問題ないと思います。

以上です。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岩澤佳宣委員

5号議案、7号議案は事務局の言うとおりでございます。別に問題なかろうと思われま。

8号については、もともと●●さんが作っていた土地を、労力不足ということで●●さんのほうに譲るということになったようですので、これも問題なかろうと思われま。ご審議のほど宜しくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第3号、第6号を除く議案第1号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

十川隆行委員

ちょっと教えてください。5号議案にある農地法の適用除外、制限除外届出について、これちょっと教えてください。知らないので教えてください。

事務局

ご説明させていただきます。農地法の制限除外という、届出になるんですけども、こちら内容と致しましては、非農地証明と同じような感じで、面積200㎡以内の農業用施設であれば転用の手続きまで取らなくてもいいというような取扱いをします。非農地証明の場合は必ず分筆をして地目も変えるようになるんですけど、制限除外の場合はその土地の中の何㎡の部分の農業用施設用地として届け出ますという形になります。

十川隆行委員

そうしたら、これは503㎡になつとるけど、要は200㎡未満ということ

やな。

事務局　　そうなんです。この議案書の中に登記の面積しか出てこないもので、503㎡という全体の面積が2つ出てしもうとるんですけど、実際は宅地部分が200㎡未満で、それ以外の部分が畑ということになります。

十川隆行委員　　実際はこれは200㎡未満というのは確認済みなんですね。

事務局　　そうです。

議長（会長）　　ほかにございませんか。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第3号、第6号を除く議案第1号から第8号につきましてお諮りします。議案第3号、第6号を除く議案第1号から第8号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第3号、第6号を除く議案第1号から第8号を原案のとおり認めることと致します。

　　続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員　退席）

議長（会長）　　では、事務局より説明を求めます。

事務局　　それでは、●●委員に関係する3条の案件は1件ございまして、面積にして1,175㎡の3筆です。

　　それでは、ご説明致します。議案書1ページでございます。

　　会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年6月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他2筆、台帳地目、現況地目ともに田及び畑、地積合計1,175㎡。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は新規就農。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。こちら新規就農ということになっているんですが、先ほど●●委員もおっしゃっておったとおり、今の持っている面積が0㎡であって、経営農地の拡大という表現が合わないかと思ひまして、こういうふうにさせていただいております。資料と

致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の南東約780mに位置しております。譲受人は今年、申請地に隣接する住宅に移住をしております。申請地においては果樹や季節野菜を育てる計画となっております。譲受人が住所を移した後、住民票を出していただいて、その確認ができ次第、新しい●●●●の住所で許可書を発行するという事になっております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

松岡浩二委員 6月15日に現地確認を行いました。先ほど事務局から説明したとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

事務局 続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第9号から第13号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で議案第10号は●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の4ページをお開きください。今回の非農地証明案件は5件ございます。対象農地は6件で、地積合計が1,823㎡です。

それでは、●●委員関係の案件を除く個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第9号、地区番号2、受付年月日、令和5年6月1日。申請





て利用しています。位置図は資料17ページ、現況写真は資料18ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 6月15日に現地確認をしました。第9号ですが、写真を見ると木を伐採してきれいにされているんですけど、奥行2mの幅二十何mぐらいだったと思いますけど、それがこの岸の際から対象地になります。ついこの間までは木がすごく生えていて、ずっと木が生えてまして、耕作放棄地になっていたところなんですけど、実はそこは宅地だったということで、写真の右側はずっと宅地だったということで、これも非農地として致し方ないのではないかなとみんなで判断しました。

それと、第10号ですが、これも一緒です。以上です。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員、お願いします。

十川隆行委員 去る6月15日に全員で見てまいりました。11号議案、立派な森ができておりました。12号議案のほう、これも立派な山林でした。以上です。よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員の報告をお願いします。

岩澤佳宣委員 第13号議案、これは昭和40年頃したと言われましたが、道になっております。進入路ができておりました。別に問題ないと思われます。審議をよろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号を除く議案第9号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号を除く議案第9号から第13号につきましてお諮りします。議案第10号を除く議案第9号から第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号を除く議案第9号から第13号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第10号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 ●●委員さんの案件で、会長提出議案第10号、地区番号2、受付年月日、令和5年6月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目道路、地積47㎡です。申請理由は、耕作道として利用しているためです。お手元の資料11ページ、12ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から南東約780mに位置しております。昭和58年に相続により申請地を取得しております。昭和56年頃に農業用機械の大型化に伴い、西側の市道拡幅と同時期に耕作道として道の拡幅をして、今回申請するものです。位置図は資料11ページ、写真方向図は資料12ページ左側、現況写真は資料12ページ右側になるのをご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

松岡浩二委員 第10号ですが、今、事務局の説明にあったとおりで、今、道路になっておりますが、これも致し方ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号につきましてお諮りします。議案第10号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号を原案のとおり認めることと致します。

退席されている●●委員の退席を求めます。

(●●委員 着席)

議長（会長）　　続きまして、日程第4 農地改良届について、会長提出議案第14号、第15号を議題とし、一括上程致します。

なお、議案第14号、15号は関連した議案であり、●●委員の関係議案になり除外対象議案になりますので、今から審議致しますので、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長）　　それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局　　それでは農地改良届についてご説明致します。議案書5ページをご覧ください。2件ございますが、関連がありますので、議案第14号、15号をまとめてご説明いたします。面積にして、当該農地面積が3,215㎡の5筆でございます。

それでは、ご説明します。会長提出議案第14号、地区番号3、受付年月日が令和5年6月1日。申請人は●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑、地積合計は4,500㎡のうち1,480㎡。農地改良後の地目は畑です。

会長提出議案第15号、地区番号3、受付年月日、令和5年6月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑、地積合計は1,735㎡。農地改良後の地目は畑です。

改良後、現在と同じブドウ栽培を予定しています。なお、工事のほうの着完予定年月日でございますが、本年の7月15日から本年の12月20日を予定しております。切土による農地改良でございます。備考欄のほうでございますが、切土を最大2.15mで予定しております。お手元の資料19ページから20ページをご覧くださいと思います。

概要を申し上げますと、申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から南西へ約560mに位置しております。現在の状態では耕作が不便であり、農地の高さを県道まで下げる計画となっております。なお、資料を精査致しますと、隣接農地の関係者の同意並びに地元水利組合及び土地改良区の同意も得られている状況でございます。

説明は以上です。

議長（会長）　　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 第14号、15号、関連しております。19ページの地図を見ていただいたら分かりますけど、茶色に塗った部分が県道です。県道の北に●●さんと  
ころの赤い朱線のブドウ畑があります。この県道と●●さんのブドウ畑の境  
が分かんのですと。県道はブロックが付いて。その境をはっきりさせるた  
めに、この泥を切るそうです。それを兼ねて土地改良するそうです。  
この下の●●さんという人は、お父さん、おじいさんが●●においで、  
ブドウを作っていたそうです。ずっと代々、●●●●さんという人が今受け  
継いでいるんですけど、●●に住んでおります。ただ、名義上これを相続し  
たそうです。作っているのは●●さんだそうです。それはもうちゃんと意見  
が合うて、話し合いでそうなると聞きましたので。お願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号、15号につきまして  
質疑等がありましたら発言を認めます。

寒川 巧委員 お聞きします。今の土地は●●へ行くトンネルのそばかいな。

大塚ノブ子委員 そうです。

寒川 巧委員 そうやな。あのトンネルのすぐ手前の右側やな。

大塚ノブ子委員 そうです。

寒川 巧委員 ちょっと高くなっていて、西へ向かって高くなってるわな。分かりました。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、ないようですので、議案第14号、15号につきましてお諮り  
します。議案第14号、15号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号、15号を原案のとおり認めることと致します。  
退席されている●●委員の再入場を認めます。  
  
(●●委員 着席)

議長（会長） 日程第5 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第16  
号を議題とし、上程致します。  
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして350㎡の1筆です。それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書6ページからでございます。

会長提出議案第16号、地区番号5、受付年月日、令和5年6月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積350㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日、昭和42年1月1日から昭和42年12月31日。農地区区分は第2種農地。無断転用是正の申請で、併せ利用地があります。資料と致しましては21から22ページで、位置図を21ページの左側に掲載しております。なお、22ページにつきましては、排水計画や断面図の追記がありましたので、こちらは別紙でA3用紙でお配りしている事業計画図と差し替えをお願いします。

それでは、申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の北約700mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、是正するため転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

第16号議案ですが、これは昭和42年から無断転用になっておった土地でして、事務局の言うとおりでした。本人も反省しているということなので、別に問題はないと思います。ご審議のほうよろしくをお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第16号につきましてお諮りします。議案第16号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第17号から第21号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

まず初めに、会長提出議案第20号なのですが、こちらが取り下げられましたので、ご報告します。つきましては、今回の5条の案件は4件ございまして、面積にして6,525㎡の15筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書7ページからでございます。

会長提出議案第17号、地区番号3、受付年月日、令和5年6月1日。譲渡人、●●●●、●●●様、譲受人、●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積合計1,133㎡。転用目的、宅地分譲。工事着完予定年月日、ここ令和6年8月1日からとなっているのですが、令和5年8月1日からの間違いでした。訂正させていただきます。完了予定は令和7年4月30日です。権利は所有権移転売買、農地区分、第3種農地、用途区分、第一種住居地域。資料といたしましては23から24ページで、位置図を23ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南東約270mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。申請者は不動産業を営む法人であり、宅地分譲に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第18号、地区番号3、受付年月日、令和5年6月1日。譲渡人、●●●●、●●●様、譲受人、●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積61㎡。転用目的は事業用倉庫用地。工事着完予定年月日は昭和56年3月31日から昭和56年7月1日。権利は使用貸借権の設定で、農地区分、第2種農地。無断転用是正の申請で、併せ利用地があります。資料と致しましては25から26ページで、位置図を25ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の東約650mに位置し、隣接については、宅地及び雑種地に接しております。申請者は土木建築業を営む法人であり、このたび既に事業用倉庫用地として利用している申請地の無断転用が判明したため、是正するために転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

次に、会長提出議案第19号、地区番号4、受付年月日、令和5年6月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積362㎡。転用目的は分家住宅。工事着完予定年月日は令和5年8月1日から令和5年12月31日。権利は使用貸借権の設定で、農地区分、



局の説明のとおりです。よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十川隆行委員　　19号ですけど、先ほど事務局から説明したとおりでございます。問題なかろうと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岩澤佳宣委員　　21号議案ですが、前回の問題が解決したので、事務局の言うとおり、これは問題なかろうと思われますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第20号を除く議案第17号から第21号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第20号を除く議案第17号から第21号につきましてお諮りします。議案第20号を除く議案第17号から第21号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第20号を除く議案第17号から第21号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第22号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の12番、13番が●●委員さん、14番、15番が●●委員さん、51番、52番が●●委員さん、56番が●●委員の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局　　会長提出議案第22号について、ご説明いたします。農地の貸借についての説明で、議案書9ページから12ページとなります。

個人7件、法人2件、中間管理機構26件の合計35件となっております。35件のうち新規30件、再設定5件となっております。

35件のうち貸借権6件、使用貸借権29件となっております。貸借権の内訳としまして、90,199円が1件、5,000円が1件、3,000円が1件、2,000円が1件、1,500円が1件、1,000円が1件となっております。



期間は、10年6件、6年20件、5年5件、3年7か月1件、3年2件、2年1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた61件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人39件、法人22件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権10件、使用貸借権51件となっております。期間は、10年9件、6年50件、3年7か月2件となっております。利用内容は、水稻、麦、野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等ある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の12番、13番、14番、15番、51番、52番、56番を除く議案第22号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の12番、13番、14番、15番、51番、52番、56番を除く議案第22号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である12番、13番、●●委員の関係議案である14番、15番、●●委員の関係議案である51番、52番、●●委員の関係議案である56番の審議に入ります。

それでは、●●委員、●●委員、●●委員、●●員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員、●●員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は7件で、賃借権1件、使用貸借権6件となっております。

期間は10年4件、6年1件、5年2件となっております。利用内容については、水稻、麦、野菜、果樹、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）	説明が終わりました。質疑等ありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。  (●●委員、●●員、●●員、●●委員 退席)
議長（会長）	続きまして、日程第8 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第24号から第30号までを一括上程致します。 では、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農業振興地域整備計画変更の答申は、農用地域からの除外で8件あります。 それでは、個別案件を説明いたします。議案書13ページをご覧ください。 会長提出議案第23号、申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番です。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張でございます。申請の位置でございますが、資料34ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から北西約600mに位置しております。 会長提出議案第24号、申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●です。除外後の用途は進入路でございます。申請の位置でございますが、資料37ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から南西約250mのところに位置しております。 会長提出議案第25号、譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●です。除外後の用途は資材置場です。申請の位置でございますが、資料55ページの左側をご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から北東約530mのところに位置しております。 会長提出議案第26号、譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●です。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料42ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から北西約430mのところに位置しております。 会長提出議案第27号、譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●です。除

外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料４４ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から西約９８０mのところ position してあります。

会長提出議案第２８号、申請人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料４６ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から北東約３００mのところ position してあります。

会長提出議案第２９号、申請人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は農業用倉庫です。申請の位置でございますが、資料４８ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から北東約４００mのところ position してあります。

会長提出議案第３０号、譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料５０ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から北約６００mのところ position してあります。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

第２３号の議案についてご報告致します。私たち６月１７日に現地確認を行いました。それで●●さんから、農家住宅の宅地拡張ということで工事をしたのですが、これが無断転用だと分かり、この書類を提出したそうです。よろしくご審議いただきたいと思います。お願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

十川隆行委員

２４号、２５号、２６号、去る１５日にみんなで見てまいりました。

２４号、●●さんの宅地のほうですけども、進入路です。両翼の進入路をここから導きたいということです。別に仕方ないでしょうということです。

２５号議案の●●●●さんのほうは、●●●●●●の入口の横ですけども、これを資材置場に変更するということです。

２６号議案のやつも、これも仕方ないというか、ええんじやなかろうかということになりました。よろしく審議してください。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

第２７号、３０号については分家住宅ということで、異議がなかろうとい

うことになりました。

28号、29号ですが、28号については、3か月前に申請があったぐりの土地を、砂利置いてしよったんですが、ブロック付いて、それは農地のまま置いとくいうのをちょっと待ってくれと。3か月待ってもらいまして、このたび申請に至りました。

29号ですが、これは倉庫の北側に、屋根を出しとる下側にコンクリで家根の下を固めとったのを、そこがそのまま農地になっておりましたので、これを解消するために申請してもらいました。

以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第23号から第30号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第23号から第30号につきましてお諮りします。議案第23号から第30号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第23号から第30号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第9 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第31号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第31号についてご説明させていただきます。今回、申請者が●●●●さん。住所が●●●●●●●●●●●●番地、生年月日が昭和●●年●●月●●日生まれの●●歳です。

経営改善計画を参照してください。現在、水稻主食米とナバナ、小麦を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産につきまして、水稻は現在面積が350aで生産量が15,750kgですが、5年後は面積400a、生産量18,000kgに増やします。ナバナは現在面積が5aで生産量200kgですが、5年後も変更はありません。小麦は現在面積が350aで生産量14,000kgですが、5年後は面積600aの生産量25,200kgに増やします。小麦(二毛作)は現在生産しておりませんが、5年後までに面積250aの生産量19,500kgを目指します。

(2)の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、水稻作業受託が現状50万円ですが、こちらは5年後も変更はありません。

(3)の農用地及び農業生産施設につきまして、アの農用地で所有地の田

が現状116aですが、5年後も変更ありません。借入地につきましては、田が現状652aですが、5年後までに920aまで増やします。麦作に適した農地を農地機構等を利用して借入し、規模拡大を図ります。農地の集約化・団地化等を行い、作業効率を高めることにより労働負担の軽減を図っていきます。現状の年間所得201万円のところ、5年後406万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 ●●さんですが、●●さんは今も農業をやられておられて、定年後、農業を始めまして、今、推進委員を務められておられます。別に異常なかろうと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第31号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第31号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第31号について原案のとおり承認することと致します。続きまして、日程第10 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第32号を議題とし、上程致します。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第32号ですが、先ほど隣の部屋で面接をしていただきました。申請者の方が●●●●さん。住所が●●●●●●●●●●番地●、生年月日が平成●年●月●●日生まれの●●歳の方です。

青年就農計画を参照してください。農業経営開始日は令和5年7月1日を予定しております。目標とする営農類型は、露地野菜で有機栽培を計画しております。

●●さんは令和3年8月から現在まで●●の●●●●●●●●●●で有機農業の研修を受けております。農業経営の規模に関する目標としまして、●●地区で4

0 a の農地を借入れし、キャベツ、ニンニク、ジャガイモ、ニンジン、トウガラシ、タマネギをメインで栽培します。5年後までに70 a に増やす予定です。

農業経営の構想としましては、少量多品目の無農薬、無化学肥料での栽培を軸に、●●●●●●での活動を活かし、農業所得の向上を目指します。年間農業所得の現状は15万円ですが、5年後の令和10年度には246万円を目指します。

●●さんは●●●●●へ移住され、●●地区で新たに有機農業に取り組み、将来的には栽培した野菜を利用して飲食店を開きたいそうです。ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 第32号議案についてご報告致します。●●●●●さんは●●歳です。独身です。大変好感の持てる青年でした。今は●●に住んでいるそうです。●●に家を買って、お母様、お姉さん、自分と3人で生活しているそうです。●●●●●●の●●さんのもとで有機栽培の野菜作りを研修しております。大変努力家と私は認めたのですが、好感の持てる青年でした。よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第32号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第32号につきましてお諮りします。議案第32号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第32号を原案のとおり認めることと致します。  
本日上程の議案については以上ですが、日程第11 その他で、事務局ありませんか。

事務局 そうしたら、事務局から。先ほどお配りしています経営改善計画の資料につきましては後で回収しますので、机の上に置いておいていただきたらと思います。

それから、先月提出いただいた令和5年度の農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について、取りまとめましたので報告をさせていただきます。

す。

まず、1点目の、農地等の利用の最適化推進強化に関する事項ということでご意見を頂いております、3項目ほど頂いております。内容については、農業従事者の高齢化ですとか人口の減少、また、米価の安くなっているということに関しましてご意見を頂いております。

続いて、担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項ということで、2項目頂いております。

続いて、遊休農地の発生防止・解消に関する事項ということで7項目ほど頂いております、内容については、遊休農地が拡大をしているということで、取り組んでいかなければならないとか、あと、鳥獣害対策についての補助金に関することとかについてご意見を頂いております。

続いて、4つ目が、新規参入の促進に関する事項ということで3項目ほど頂いております。

以上、この項目につきましてはさらに集約させていただいて、農業会議のほうに報告させていただいて、農業会議から香川県のほうへ要望するような流れになりますので、ご報告致します。

続いて、次回の定例会ですけども、ちょっと日付が変わりまして、7月13日木曜日午後1時半から、本庁3階301・302、こちらの部屋で開催しますので、また予定のほうをよろしく願いしたらと思います。

続いて、農林水産課のほうから説明があるようなので、お願いします。

農林水産課

お手元に2枚物の資料というものと、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、新旧対照表というのをお配りしているかと思いますが、この場をお借りしまして説明させていただきます。

このたび農業経営基盤強化促進法の一部改正及び香川県農業経営基盤強化促進基本方針の変更に伴い、さぬき市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更することになりました。そこで、お手元の資料と新旧対照表により説明させていただきます。

主な変更内容としまして、資料の①農業を担う者の確保及び育成に関する事項が追加になります。新旧対照表の22ページをご覧ください。新旧対照表という、ちょっと厚いやつの22ページで、左側に朱書きしている文言があると思いますが、右側は旧の構想で左側が改定になるほうの内容になっています。

内容としましては、本市において今後の農業を担う者の確保及び育成の考え方を記載しております。その際に、市が主体的に行う取組や関係機関との連携、役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集、相互提供についての内容を追加しております。内容についてはこちらを見ていただいたらと思います。

次に、変更内容②としまして、第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項が追加になります。こちらは同じく新旧対照表の2

7ページをご覧ください。左の下のほうに新たに書かれているものが今回追加となります。

内容としましては、農業経営基盤強化促進法第19条で「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、地域計画という。）を定めるものとする」となり、これが令和2年度にご協議いただいていた人・農地プラン、これを基に令和7年3月末、令和6年度末までに、新たに地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることとなりましたので、その際の協議の場の設置方法と地域計画の区域の基準について新規に追加させていただいております。

以上、基本構想の変更につきましての説明を終わります。なお、参考資料として農業経営基盤強化促進法第6条、18条、19条を記載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。

それから、続きまして、先ほどの説明の中で、法改正により地域計画を令和7年3月31日までに策定しなければならなくなると説明させていただきましたが、これが令和2年度の人・農地プランの際と同じく、市内13地区での計画策定を検討しております。本計画は前回と大幅に変更になっている点が、目標図面に10年後の農用地の利用者を記載しないといけないというところが大きい変更点になります。

一筆調査の情報を参考に目標地図作成に向けての話合いをしながら、計画を作成していくこととなります。農業委員の皆様及び推進委員の皆様には今年来年においてまたご協力をお願いするようになりますので、よろしくお願いいたします。

なお、13地区の中でモデル地区として●●地区を先行して進めさせていただけたらと思っておりますので、お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和5年6月農業委員会定例会を閉会致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時59分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名



- ・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・農地改良届について  
賛成委員・・・・・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・農業振興地域整備計画変更の答申について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名
  
- ・青年等就農計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 17番

署名委員 2番